

## 高速電力線搬送通信に関する研究会（第12回）議事録

### 第1 日時

平成17年12月22日（木）10時00分～11時40分

### 第2 場所

総務省 地下2階 第1, 2, 3会議室

### 第3 出席者（敬称略）

座長：杉浦行

構成員等：雨宮不二雄、有高明敏（同行：牧昌弘）、池田茂（代理：中原新太郎、同行：弘津研一）、市橋保孝、伊藤好、大井清、加藤高昭（同行：小川理）、上芳夫、上河深（同行：安木寿晴）、河合直樹（同行：中原俊二）、小海裕、小林哲、鈴木博、近田義広、寺崎善治、徳田正満、林政克、福沢恵司、藤野隆雄、松崎正（同行：森田淳士）、山中幸雄（同行：石上忍）、芳野赳夫、佐藤雄二（代理：大野敦哉）

総務省：桜井電波部長、富永電波環境課長

事務局：前田電波環境課電波監視官

### 第4 議事次第

#### 1 開会

#### 2 配付資料確認

#### 3 議事

（1）報告書の取りまとめについて

（2）その他

#### 4 閉会

### 第5 議事等の概要

座長から、第11回議事録（案）は事務局で作成中であり、後日メール等で審議いただく予定との連絡があった。

#### 1 報告書の取りまとめについて

（1）資料11-3及び資料11-4に対する構成員からの意見

林構成員から、資料12-1の1に基づき、続いて事務局から、資料12-2の1に基づき説明があった。

主な議論は、次のとおりであった。

中原（新）：短波放送については、我々の議論では十分にその役割も含めて尊重したうえで今回の結論が出されていると認識している。賛成、反対の数ということがあったが、私どもの意見も賛成の部分と反対の部分があり、これをカウントすると言った時点でどのようなカウントをするかが難しいと思う。ワーキンググループについては意志を決定するものではなく、あくまで案を作るためのグループであって、逆に1331件を各構成員に割り振って全部見てくれということでは大変な量になるので、これは上先生達にやっていただきありがたいと思っている。

座長：共存条件案を作成したグループが一番この報告書について分かっているわけであり、その人たちがパブリックコメントに回答するのが一番間違いがないということをやっている。これはグループの作業の一つと考えている。

林(政)： 構成された方は誰か。

座長： 上先生、雨宮さん、山中さん、あとは私に加わっている。

林(政)： 周囲雑音以下で短波放送を十分保護しているという考え方のようであるが、共存検証実験を行った意味合いは何だったのか。実際に周囲雑音と同じであれば2.5まで落ちることが分かったわけである。パブリックコメント1331件すべてを研究会の場に出すべきであると考え。資料11-3は、誰がどのような基準で選択したのか。この資料を見るのと、全てのパブリックコメントを見るのとでは、まったく印象が異なるのではないか。せっかく国民から広く意見を求め、密室でフィルターをかけてしまった後のものだけを研究会で取り上げたのでは、恣意的と批判されても仕方ないし、資料11-3で取り上げられなかった意見を提出した国民は無視されたと感じるであろう。特に、法人と個人情報非開示とした個人の意見の取り上げ方に大きな差があり、個人の重要な意見が反映されていないのではないかと疑念を拭い去れない。重要な意見で、資料11-3から欠落しているものがあることが後から判明すれば、研究会が都合が悪い意見を意図的に排除したと非難されても仕方ない。そのようなことが無いように、全ての意見を開示すべきである。これでは中途半端で、何のために先にパブリックコメントをとったのか分からない。家電製品は一旦市販されれば所在を把握することは不可能であることが不幸な事故によって明らかとなっている。PLCについてはメーカーが責任を持つと主張しているが、所在のわからないものについて一体どのような技術的根拠をもって責任を持てると主張するのか、無責任ではないか。最近明らかになった構造設計の問題に端を発して、技術に対する信頼が揺らいでいる。パブリックコメントで示された多くの国民からの懸念にも関わらず、この共存案を強行して、もしも問題が起これば、EMCや電波行政への信頼は完全に失墜する。この共存案では遮蔽効果や既存雑音レベルなど、そもそもばらつきの多いものについて必ずしもコンセンサスが得られていない数値をたくさん積み上げているが、本当に大丈夫なのか。せっかく実験制度を作ったにも関わらず、被干渉側の懸念を払拭するようなデータは一切公開されておらず、政府が要求した実用上の問題が無いことという条件は達成されていない。特にPLCの推進を主張される方々には、PLCへの懸念を示す多数のパブリックコメントに真摯に耳を傾けていただきたい。これらの懸念を払拭しない限り、いくらPLCを推進しても反発を招くばかりである。

事務局： パブリックコメントに関してであるが、前回会合の際、会議場に持参していた。構成員の皆様からご要望があればお見せすることは可能である。

林(政)： 一般にWeb上で公開はしないのか。公開して頂きたい。

総務省： 中身について、個人情報保護の観点から公開したら問題がありそうなものとか、Web上で公開すると問題があるような文言が見られるので、閲覧という形にしようと思っている。

座長： 資料12-2の1ページの1の1右側について、「なお資料11-4の表8.6に示したように、」と書いてあるが、基本的に言うと、30dB $\mu$ Aにしたということは、数値上6dBとか8dB低い値にしている。したがって、資料9-4の実験で、資料9-4の実験というのは短波放送の信号波の強度30dB $\mu$ V及び40dB $\mu$ V/mの電界強度のものを入れ、それに対してノイズを入れて、都市雑音のノイズだけでなくさらにPLCのノイズを入れる、という実験をしている。6dBなり8dBなり低く実際の許容値はなっているので、結果的に、実験結果での評価で言うと3.5から4.5に収まる。30dB $\mu$ Aの電界強度でも3.5から4.5の間に収まる。

林(政)： 間違い無いか。

座長 : はい。あとは一般的な話が多かったかと思うが。不確かな数値でどうの、という話について、研究会として保証できるかという話であるが、それはこの研究会で皆様方がご了承して今の技術レベルではこれでいいと判断していると考えます。

河合 : 研究会の見解のところ、「なお資料 11-4 の表 8.6 に示したように、」というところで、2~10MHz という国内の日経ラジオさんの周波数に関してということであるが、10MHz 以上 30MHz の外国の短波放送については 36dB とか 38dB とかいう数値ではなくて、許容値の 30dB よりも低い値になってしまうことについてはどのように説明するのか。

座長 : 資料 12-4 の 8 章の 57 ページの表 8.6 の一番最初の列、E<sub>p</sub> 空中線雑音が都市雑音レベルにするには、PLC の雑音がどれくらいに抑えなければならないか、下の欄の一番右端に 36、21、38、33 と書いてある。それを 30 にされたということで、36 とか 38 はここに書いてあるように、6dB なり 8dB なり低い値になるので、田園環境で言うと 6 が 6dB 低い値で 0dB、16 が 8dB 低い値で 8dB、これに対して、短波放送さんのおやりになられた実験結果を併せると、先ほど言ったような 3.5 から 4.5 くらいのところに収まるという話をしている。NHK さんからお話になられた件で言うと、商業環境の 10-30 に関しては 33 ですから、3dB 低く抑えているので、あのグラフで言うと、だいたい 3.5 くらいになると思う。それから、ちょっと厳しいのは田園環境。10-30 で 21 であるので 9dB レベルが高くなる。しかしながら、これは先ほど申し上げたように、田園環境のレベルは非常に低いレベルで、それともう一つはそれを超えるのが 1% 程度であるということなので、平均的に見てこれでいいと考えている。

林(政) : これは CISPR22 と同等の値とのことであるが、研究会の途中でも話しているが、CISPR22 というのはもともと短波放送より 20 から 40dB 高い中波放送の値を使っているので、途中の導出の段階ですべて平均値から求めているので、1% の妨害が出る可能性があるときについてはかなり高いレベルが出る。99% にすると言っているが、PLC-J さん側は何かあればすぐに 99% を崩したいという意向がみえ、99% を崩された段階で完全に妨害があり短波放送は保護されない状態になってしまう。

座長 : はじめから CISPR22 に合わせて数値を決めているわけでは全くない。あとから近田先生の方からお話があると思うが、従来のやり方とまた違ったやり方でずっといっている。したがって、結果が 30dB  $\mu$ A となったということにしか過ぎない。それから、PLC-J が 99% どうかの、85 にしたいとか 80 にしたいと言っているというのは、それはここで 99 だと言っているのだから、それ以上の話は無いと思っている。

林(政) : 一旦販売してしまったものについてメーカーさんが責任を持つという主張をされたが、それについては技術的な何か妨害を除去できるという根拠があるのか。現在一旦販売してしまったものに対してそれを回収するというのは非常に難しいというのが世間の常識というように考えられるが。

座長 : 一旦販売したものについては、リコールをかけることは非常に難しいことと思う。したがって、メーカーが対応するとか、スイッチをオフにするような機能をつけていただく格好で一応提案している。

近田 : スイッチをオフにしてくださいというのは、どうやって言いに行ったらいいのか。

座長 : それは取説に記載する等がある。

近田 : 妨害を受けた側が、どうやって言いに行ったらいいのか。つまり、どっか

で妨害を受けた。それがどこから来てるかわからない。そのとき、どうやったらいいのか。

座長 : 通常のルールに従えば、電波障害対策の部署がある。

総務省 : すべてを法律、省令等のレギュレーションで規定して、そもそもそれで動くかという点も必ずしもそうではない。実際に無線通信間での混信もそうであるが、必要な技術基準は法令上明確に規定し、その上で実際にフィールドで皆様方が良心的な運用をしていただくということを前提としている。電子レンジでも、家電機器でも何でもそうであるが、基本的には法律で基本的なことを規定する、省令で規定するという部分もあれば、民間で自主的な取り組みをなさるといふ部分もあれば、運用者なり利用者なりが良心的にやっていただくという部分もあるという理解である。

近田 : PLCについて言えば、PLCを使って利益を受けている人は、その利益について普通に言えば自分の利益を守るのは良心的ですよね。そして、どっかで妨害を受けている人がいたとすると、そのときにどうするんですか、主管庁としては。

総務省 : 現在でも無線障害等の妨害があったときには、総合通信局の窓口で連絡して頂くということになる。

近田 : 妨害を受けている電波天文なり、短波放送の受信者がいたとして、どうやってやるのか私にはわからないのだが。

総務省 : 政府と利用者さんと製造業者さんの団体等、さまざまな関与している方が、それぞれできることをして問題を解決していくことが一番いいことであって、そのように取り組むことになる。

座長 : 技術的な話とレギュレーションの行政的な話が混同していると思うが、技術的な話では、電磁波というのは減衰があり、通常のパターンはループアンテナか何かを使えば検出できる。

近田 : 電力線にくっつけるのか。

座長 : ループアンテナを持ってきて測る。通常 VHF 帯や UHF 帯は非常に難しい。減衰が緩やかなので、探し回るのに大変なのだけれど、これに関していうとそれほど難しくはない。電力線に流れてくるので、それを調べればいい。

近田 : どの家から出ているかわかるか。

座長 : 電力のメータのところに置けば出てくる。

近田 : 減衰はそんなに激しいのか。

座長 : 20dB か 30dB の中で減衰して出てくるので、感度を良くすれば出てくる。電源線のところで調べればほとんど問題ないと考えている。もしも駄目だったら、皆様のところへ行ってお宅は使ってますかと、使っているか使っていないかをチェックしてやっている。それは今の監視でも、結果的にずっと探しているって、ここだと目星をつけるのに相当苦労しているのと同じこと。私の経験からいうと、VHF 帯や UHF 帯に比べたら楽だと思っている。

近田 : ちょっとよくわからないのであるが、HF だったら波長が長いからむしろ探しにくいのではないか。

座長 : ソースが電源線である、今回の場合は。

近田 : 漏えい源が電源線だからこそ難しいのではないのか。

座長 : どういうことを近田先生が想定されているかわからないが、電源線にプローブをかけるとか、または複数の家にまたがってアビリティがあれば、その家をお尋ねしているのが現状である。

徳田 : 配電線の場合は、トランスがあり、配電盤の外に伝送した場合は、その家

から出ているというのはすぐわかる。

林(政)： 仮に両側から来てたらどうなるのか。足し算になるのではないか。

徳田： かならず各家庭に配電盤がある。

林(政)： 配電盤があつて、両側の家からある程度の強さがあつて出た場合は。

座長： 両方とも止めればいい。

徳田： 個別に見ればいいわけで、問題ないと思う。

林(政)： 集積効果に似ているが、仮に両側から来て真ん中の家が被害を受けていた。両方とも規定値は満たしている。その場合はどうなるか。

徳田： 一つのトランスを通れば 20dB、30dB 減衰する。

林(政)： 電流ではなくて、電波で妨害を受ける。

座長： どこが悪いかというのは電源線でチェックできると言っている。電波でやるのはなかなか難しい。

芳野： 議論が変な方向へ行ってしまうと思う。意見書にも書いたが、信号がどこの会社かわかるようなものが入っていると非常によろしいのでは。識別符号のようなものをちょっと入れるという意見を出したが、全く必要ありませんとこの前は撥ね付けられているけれども、必要ではないのか。

総務省： 法令として必要ありませんということ。

芳野： 法令は法令として、我々のこの研究会としての疑問に対するひとつの例としてはそういうことをお願いしたい。それから、今の、どこへ話を持っていけばいいのかということも、窓口をしっかりといただかないと一般の方にもわからないし、識別が入っていれば M という会社の製品らしいから M の会社へ行けばいいとか、何かをやっておくことを法律上はそうじゃないでしょうけれども、最初にどこへ話を持っていけばいいかということは、うんと普及してしまつてからでは非常に難しくなると思う。

中原(新)： この研究会はそもそも技術基準を決めるところであつて、クレーム態勢とかを決める場ではなかったかと思う。

芳野： そういう技術的な基準をひとつ考えておかないと、ここで通ってしまったらあと困るのではないか。

座長： 芳野先生のお話にもあつたが、ID を付けたらということであるが、特に無線関係は ID を付けない方向に動いている。もう一つは、コストパフォーマンスの関係ですね。極めて厳しい許容値を設定しているので、おそらく ID は要らないだろうというのが我々の判断だったということである。

大井： 後のことだとこの研究会から外れるんで、先のことで行政側としては意見を聞く機会があると思っているが、それは当然ですよ。その関係でこの関係は一つの処理をできないかということと、研究会としてはまとめるべきだと思っている。もう一つは、最後のおわりにのところにあり、基準は固定でなく、見直すことになってますから、ここは現状で一番ベストというんですかね、知恵を出し合った基準を作るということで、これが良ければこのままでいいですし、悪ければ改めるという余地が、最後の結論みたいな形であるんだと思う。ですから現状としては、その上であとは対応は行政がどういうふうに変えていくかということと、この研究会ではそれ以上のことはでききらないと思うので。意見の問題等について、行政の方であつてどう対応される予定なのか、それをお聞かせ願えればと思う。

総務省： 本日これを取りまとめただけならば、それに基づいて、年明けには情報通信審議会でご議論していただこうと思っている。通常、情報通信審議会では意見の聴取というのを行うことになっており、その中でご意見を頂戴するという

ことになろうと思っている。通常、情通審で答申いただいた後は、省令等改正案を作り、それを電波監理審議会に諮る。その中で意見の聴取の機会もあり、あるいは仮に電波監理審議会の諮問対象ではなかったとしても、パブリックコメントにかけるということになる。

大井：わかりました。研究会としては一定のこの、100点かどうかわからないが、この意見として整理を是非していただきたい。あとまだ国民の意見を聞く機会があるということですから。それが保証されていれば、一つの区切りを是非していただきたい。

林(政)：当社があまり意見を言いすぎていると思われるかもしれないが、当社としては放送受信者を保護するというので、劣化基準を4にしてくださいということをお願いしている。それを3.5で大丈夫だということ、この研究会ほとんどのものが大丈夫だという形で話が進んでいるけれども、当社の放送を聴いている人を保護して欲しい、免許されているものの受信者を保護してほしいということ。現在構造設計の問題で技術的信頼が揺らいでいるけれど、国民の懸念もたぶん多く入っているんだと思う。この共存案を強行してもし問題が起こればEMCや電波行政への信頼は完全に失墜すると思っている。本当に大丈夫なのかという懸念を取り払われていない。政府が要求した実用上の問題が無いことという条件に関しては、スイッチを付けるというだけで、どちらかを使わない、この研究会の始めの方で申し上げたように、どちらか使う場合はどちらかの電源を切りなさいよという、そういう周波数共存というのしかないということであれば、実用上の問題が無いということは到底達成されていない。

中原(新)：建築の今のマンションの関係は、あれは法律違反であって、別に建築基準法そのものに疑義があるわけではない。それとこれとを混同して議論されてはいかがなものかと思う。

林(政)：マンションについて言っているのではなくて、技術的信頼が今揺らいでいると言っている。

座長：我々、案を作った側から言うと、共存案としては自信を持って、今の技術レベルで言ったら一番いいところではないかなと考えている。したがって、今、林さんがおっしゃったように、大丈夫だということ、話を進めているというのは、逆に言えば、大丈夫だと言えるような数値を決めているということ。これを論理を逆にされるとおかしくなってしまうので。そういうふうに決めて、皆様方にお諮りしているので、大丈夫だという話になる。

近田構成員から、資料12-1の2に基づき、続いて事務局から、資料12-2の2に基づき説明があった。

主な議論は、次のとおりであった。

座長：今の近田先生の意見で、3dBアップになっていいという根拠はどこにあるのかという話があったが、これについては、ここの合意で、1%のところ、周囲雑音レベルになっていいんですねという了解を得たということである。

近田：1%というのは。

座長：理論上でいうと、1%は周囲雑音レベルと同じようなところになって、そこは3dBアップ、そこは雑音の性質によって違うが、なってもいいですねということが皆様方の理解にあったということである。

大井：8ページの4の最後の回答は、これは質問者の回答と合っているのか。私は違うふうに理解をしていたが。高速電力線の設備も人体に妨害を与えてはいけないという趣旨だと思うが、これはここの研究会の仕事でないということに

なっているが、この他にコメント何か。

座長 : もう一度、近田先生から趣旨は何かとした方がよろしいのでは。

近田 : 趣旨は、人命に関わる可能性があるので、どこかで審議されなければいけない。

座長 : 今おっしゃっているのは、私も勘違いしてる可能性があるのだが、PLC による電磁波が直接人体に影響を与えるという話をされているのか。

近田 : いや、医療機器。

座長 : 医療機器の誤動作について懸念されているわけですね。

近田 : はい。

座長 : ということで、そういう回答になっているわけです。

大井 : 人体の防護のことかと思ひまして。

近田 : 4 についての回答であるが、この研究会の検討対象ではないというのは、確かにこのメンバーを見れば私もそうだと思う。しかし、我々は長い期間をかけてこれをやってきているわけで、おそらくこの PLC は医療機器に影響を与えるので、それをどこかでちゃんと審議しなさいということは、我々言わなければいけない義務があると私は思っている。例えば、病院だけに限らないわけで、在宅のいろいろな機器を体外あるいは体内に抱えている方がいるわけで、心臓ペースメーカーもそうかもしれないし、あるいは現状では在宅のいろんな機器に支えられて命を支えている人たちがいるわけである。そういう人たちの問題というのを、我々はきっちり考えなければならない。

総務省 : 今のようなお話については、例えばガイドラインを作ったり、民間の方で取り組みをやっておられる。私どもが業務を進めていく中で、必要に応じ必要などところに注意喚起を行っていくことになる。

近田 : この PLC については厚労省に何か言うつもりは無いということか。

総務省 : 業務の中で必要に応じ行う。

中原(新) : 携帯電話単体ではもう許可は下りているわけですね。ただし病院内での使用禁止だとかシルバーシートの側(そば)で使用禁止だとかいうのは、それは携帯電話の事業者等、端末を製作しているメーカーが新聞広告を出したりとか、前例としてあるわけなので、強制するわけではないけれども、民間の方がまずそういう取り組みをすべきであろうと。それでも足りないようであれば、また別途というのが、たぶん行政官庁としての立場ではないのかなという気がする。

近田 : それでは民間としてどうするのか。

中原(新) : まだ基準が決まったわけではないので、それは決まってからという話になる。

座長 : ここの研究会はもともと無線利用との共存に関する話であり、この研究会の範疇ではないと、そういう意味で、そういう回答になっていると。

近田 : お役所の回答としては、もと役人だったものとしてこの回答というのは趣旨はわかるが、しかし BSE の審議会もそうだったわけで、つまりそういう審議会だったり研究会だったりの外であると、ここでいうとレギュレーションのことは我々の範囲外だと言ってしまうのはやっぱり、みんなで知恵を出し合ってよく考えてきた我々の義務としてきちっとしなければならないと思う。

座長 : 私としては、この研究会に委託されている範囲外だと考えている。今の近田先生の意見は私ももっともだと思っている。しかるべきところで検討されるべきだと思っている。

林(政) : 3dB アップということについては、私どもも理解できない。この研究会前半に徳田先生がおっしゃって、すべての電化製品から出るトータルのノイズと

PLC から出るノイズを同じにするというご発言があった時に、杉浦座長の方から、それはやぶへびですという発言があったにも関わらず、3dB という話になってしまった。あと、電気製品との共存については別のところで検討を行うというのであれば、検討を行うところは明確にさせていただきたい。資料 11-3 にもソフトバンクがパブリックコメントとして、国内法令における電話線の許容値より 10dB 高いので均衡を欠くと指摘いただいているが、パソコンの許容値なるものは通信ポート、LAN 端子やモデムの電話端子に対するもので、いくら電力線通信は電力線を使うからと言って、電線は平衡やシールドを考慮した通信線ではなくて、その通信線を前提に電流を流せば通信線より漏えい電波が著しく高くなることは明らかである。パソコンの許容値といえは聞こえはいいけれど、電力線の許容値も電話線と同じとすることが共存条件になっている。従来から指摘しているように、パソコンの許容値なるものは先ほども言ったが、短波放送よりも 20~50dB、電力比では 100~100000 倍高い中波放送の電界強度を前提として規定されているもので、まだ非常に懸念が残っている。

座長 : すでに答えた内容である。

林(政) : 最初のやぶへびという問題は。

座長 : これは近田先生から言われて周囲雑音と同レベルになるというので許容値を算出して、そういう確率がいくらあるかというので 1%にしましょうと。それが 10%もいいのか、コンマ 1%でいいのかという話で、結果的に 1%という皆様方の了解を得ている。それから、CISPR22 の許容値がどうのこうのいう話、基本的に言うと、電源線からの妨害波であろうが、信号線からの妨害波であろうが、コモンモードで考えている。ただ、今回の場合は、LCL をどうするかというのが一番の課題であり、それを 1%値に抑えたということである。

林(政) : ソフトバンクが言っている電話線の許容値より 10dB 高いというのは。

座長 : これは干渉量である。これは DSL と電力線間の干渉問題である。

林(政) : 問題無いということか。

座長 : 電気通信設備の話との兼ね合いである。偶発的に併走する場合の干渉量は 10dB 上回るということである。無線に対する話ではない。

林(政) : 他の電気設備という意味で質問した。

寺崎構成員から、資料 12-1 の 3 に基づき、続いて事務局から、資料 12-2 の 3 に基づき説明があった。

主な議論は、次のとおりであった。

林(政) : 九州電力さんの意見が出るのであれば、JARL さんとか 8-4 で出している。日本学術会議さんの背景雑音について出していると思が。

座長 : JARL さんのは入っている。9 ページ目の(3)。

事務局 : 資料 9-9 で、電波天文の受信信号と観測地の背景雑音及び懸念事項という資料があるが。

座長 : 電波天文の受信信号と観測地の背景雑音ということで。

近田 : 入れていただこうか。

座長 : では追記する。

中原(新) : 場所というのはどこか。日本全国で 5ヶ所あって、高知なんかは都心だから高いという話か。

座長 : 近田先生が我々も測定したんだから載せてくれというのであれば、出しましょうという話である。電波天文観測地の背景雑音ということで 2004 年 2 月 27 日……というのを追記する。よろしいか。それが(4)になる。

## 2 その他

- 福沢 : 報告書の中に直接資料として引用されるものと、参考資料としてそういった形で載るものと、何か基準はあるのか。
- 座長 : まず、ここに出された資料はすべて Web サイトに載っている。過去のデータも資料もすべてオープンになっている。これをまとめるにあたって、許容値導出の際に使用したものはすべて本文に入れてある。許容値導出に直接関わらないけれども、例えば短波放送さんですとか電波天文さんが強く主張されている意見があるので、それが参考資料として記録に留めるという格好にしている。ということで、一応お三方のコメントに関してはこういう回答とさせていただきます。資料 12-3 のパブリックコメントは、先ほどのお三方の趣旨を入れて直してある。Web にはどうするのか。
- 総務省 : これそのものも、報告書と併せて報道発表したいと思っている。
- 座長 : 次に資料 12-4 であるが、これは先ほどの意見を含めて修正を入れてある。最後の電波天文の雑音測定の数値だけは入っていないが、それを付け加えるということでご承認いただけるか。特にご異議が無ければ。
- 事務局 : 資料 12-3 で、提出者の欄に名前を入れていた方の中で、セントラルメルコ様のご意見として掲載しておりました登録番号 356、357 のご意見であるが、提出者の方からエコーネットコンソーシアムに変えてほしいという要請があったので、修正をさせていただいている。
- 座長 : ということで、一応資料 12-3 のパブコメに対する回答案、それから資料 12-4 の本研究会の報告書をご承認いただけたものと考えている。
- 林(政) : 承認ということであるが、短波放送としては反対させていただく。
- 芳野 : アマチュア無線としても受け入れかねる。それから計算上も我々の計算と違う面もあり、いちいちやっていたら、大変な、また時間とあれがかかって。一応、ですから、この研究会報告書案については、不賛成ということで。
- 座長 : 議事録に留めることとする。
- 芳野 : 議事録に留めてください。
- 近田 : 電波天文もそうしてほしい。
- 座長 : では議事録に留める。それでは議事録に書き記して、お三方を除きまして皆様方にご承認得られたものとする。本当にありがとうございました。特に、提案者である PLG-J さんにいろいろ実験していただいた。それから、同じく、アマチュア無線さん、日経ラジオさん、NHK さん、航空海上関係の皆様さん、いろいろな方に実験していただき、ありがとうございました。電波天文さん、いろんなところから貴重な意見を賜り、いろいろなご議論がございますが、取りまとめることができ、ありがとうございました。ひとえに皆様方のご協力・ご支援の賜と考えております。本当にありがとうございました。

桜井電波部長よりあいさつがあった。